

告 示

埼玉県選管告示第五十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、坂戸市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成二十七年八月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
坂戸市コミュニティセンター	埼玉県坂戸市大字石井二千三百二十七番地五	坂戸市長	四百六十人